

風力発電事業に係る主な法規制等とその関係機関一覧

法律等	内容	関係機関	連絡先	備考
土地利用規制				
国土利用計画法	一定面積以上の土地の売買等の届出	県建設政策課	018-860-2421	提出先は市町村
都市計画法	都市計画区域内の開発行為	県都市計画課	018-860-2441	申請先は市(由利本荘市、男鹿市を除く)又は地域振興局
農地法	農地転用の許可	県農林政策課	018-860-1728	4ha以下の申請先は農業委員会 4ha超の申請先は県農林政策課
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内の農用地区域からの除外	県農林政策課	018-860-1728	申出先は市町村
河川法	河川区域内の制限	県河川砂防課	018-860-2511	申請先は各河川管理者 (県管理河川の場合は地域振興局)
海岸法	海岸保全区域内、一般公共海岸区域内の制限	県河川砂防課	018-860-2511	申請先は各海岸管理者 (県管理海岸の場合は地域振興局)
港湾法	港湾区域内の制限	県港湾空港課	018-860-2541	申請先は港湾事務所
漁港整備法	漁港区域内の制限	県水産漁港課	018-860-1885	申請先は各漁港管理者 (県管理漁港の場合は地域振興局)
環境保全・公害防止				
環境影響評価法 秋田県環境影響評価条例	事業実施が環境に及ぼす影響に関する調査、予測、評価	県環境管理課	018-860-1601	
自然公園法 秋田県立自然公園条例	国立公園、国定公園、県立自然公園内の制限	県自然保護課	018-860-1614	国立公園は、環境大臣許可
自然環境保全法 秋田県自然環境保全条例	自然環境保全地域等内の制限	県自然保護課	018-860-1614	国指定地域は、環境大臣許可
森林法	保安林内の制限、林地開発	県森林環境保全課	018-860-1942	申請先は地域振興局
砂防法 秋田県砂防法施行条例	指定地区内の制限	県河川砂防課	018-860-2511	申請先は地域振興局
急傾斜地地すべり等防止法	指定地区内の制限	県河川砂防課	018-860-2511	申請先は地域振興局
文化財保護法 秋田県文化財保護条例	史跡名勝天然記念物の現状変更等、埋蔵文化財の保護	県教育庁生涯学習課 文化財保護室	018-860-5192	申請先は市町村教育委員会
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	特別保護地域内の制限	県自然保護課	018-860-1614	申請先は地域振興局
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区域内の制限	県自然保護課	018-860-1614	環境大臣許可
秋田県の景観を守る条例	景観保全に関する規制	県都市計画課	018-860-2441	申請先は地域振興局又は市町村
騒音規制法	指定地域内における特定建設作業の届出	県環境管理課	018-860-1571	申請先は市町村
振動規制法	指定地域内における特定建設作業の届出	県環境管理課	018-860-1571	申請先は市町村
土壤汚染対策法	3,000m ² 以上の土地の形質変更に伴う届出	県環境管理課	018-860-1603	申請先は保健所
設備設置・保安・その他				
電気事業法	工事計画届等の提出	関東東北産業保安監督部 東北支部	022-221-4948	
電力会社との協議	系統連系、電力販売	東北電力ネットワーク(株)		
建築基準法	建築確認申請(工作物)	県建築住宅課	018-860-2565	申請先は建設地の特定行政庁又は民間確認検査機関
消防法	使用材の制限、蓄電池設備等	各消防署		
道路法	道路占用、車両制限令	県道路課	018-860-2483	申請先は各道路管理者 (県管理道路の場合は地域振興局)
道路交通法	車両の大きさ等の制限を超えて運転する場合	各警察署		
航空法	障害灯の届出	東京航空局	03-5275-9296	
電波法	電波障害防止区域	東北総合通信局 無線通信部陸上課	022-221-0611	
—	気象レーダーの観測への影響回避のための事前相談(気象庁所管)	気象庁大気海洋部 観測整備計画課	03-6758-3900 (代表)	気象庁HP https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/radar/windturbine.html
—	気象レーダーの観測への影響回避のための事前相談(国土交通省所管)	水管理・国土保全局 河川計画課	03-5253-8111 (代表)	
—	航空機監視用レーダーを用いた航空管制への影響回避のための事前相談	東京航空局 秋田空港・航空路 監視レーダー事務所	018-881-0166	